○国土交通省告示第八百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、告示する。

平成二十七年七月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車の検査事務を行う事務所の名称及び変更後の所在地並びに検査事務を開始する日

名　称	所　在　地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会東京主管事務所足立支所	東京都足立区宮城一丁目24番20号	平成二十七年七月二十一日

○国土交通省告示第八百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年七月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大金沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

東京都大島町元町	
字弐千坪山	二七五番一
	二七六番三
	二七七番
	二八一番
	二八二番二から二八二番四まで
	二八三番三から二八三番五まで
	二八四番三
字上山	五六五番三及び五六五番五
	五六六番一
	五六七番
	五六八番一、五六八番二、五六八番五、五六八番六、五六八番八及び五六八番九
	五六九番一及び五六九番二
	五七〇番
	五七一番一
	五七二番一、五七二番三及び五七二番五から五七二番七まで
	五七三番一及び五七三番三
	五七四番一及び五七四番三から五七四番六まで
	五七五番
	五七六番
	五七七番一
	五七八番一及び五七八番四
	五七九番一及び五七九番三
	五八〇番一、五八〇番三及び五八〇番四
	五八一番
	五八二番二
	五八三番二及び五八三番三
	五八四番一及び五八四番三
	五八五番一から五八五番三まで、五八五番五、五八五番六及び五八五番八
	五八七番一から五八七番三まで
	一〇九八番
字さどの尾	五一七番一
	五一八番二から五一八番五まで、五一八番七及び五一八番八
	五八六番七
	五八八番一及び五八八番五
	五八九番一
字神達	五八〇番一
	五八一番二及び五八一番一〇
	五八二番一三及び五八二番一五
	五八三番四
	五八四番一
字細金砂	五〇八番一
	五一〇番一から五一〇番三まで
	五一三番一から五一三番三まで
字大洞	五〇四番
字家の上	五一五番一から五一五番一三まで、五一五番一五から五一五番一八まで、五一五番二三、五一五番二五、五一五番二六及び五一五番二八から五一五番三三まで
	五一六番一から五一六番三まで
字アイノウ	五八七番
字木伐大道	四七四番一
字上の山	四七五番
字黒砂	四八六番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百十五号までを順次結んだ線（標柱九号と十号、標柱十四号と十五号、標柱十九号と二十号、標柱三十三号と三十四号、標柱三十六号と三十七号、標柱四十八号と四十九号、標柱六十六号と六十七号、標柱六十九号、標柱七十六号と七十七号、標柱七十九号と八十号、標柱八十四号及び標柱百八号と百九号については、昭和三十四年建設省告示第二千六百十四号で指定した大金沢に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と百十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第二千六百十四号で指定した大金沢に掲げる土地の区域を除く。）

東京都大島町元町		
二丁目	一五番一一	一号から五号まで
	一五番六	六号から八号まで
	一六番一一	九号
	一七番一七	十号及び十一号
	一七番一五	十二号から十四号まで
	一八番一一	八十八号から九十号まで
	一八番一〇	九十一号及び九十二号
	一八番八	九十三号
	一八番七	九十四号から九十六号まで
	一八番一五	九十七号
	一八番三	九十八号
	一八番二	九十九号及び百号
	二〇番三一	百一号から百八号まで及び百十三号から百十五号まで
	二〇番三一地先道路敷	百九号から百十二号まで
三丁目	六番一	十五号及び十六号
	六番二	十七号
	六番三	十八号
	六番八	十九号
	六番九	二十号及び二十一号
	六番一一	二十二号及び二十三号
	七番五	二十四号から二十七号まで
	七番四	二十八号及び二十九号
	七番一五	三十号及び三十一号
	七番二一	三十二号
	七番一八	三十三号
	八番一四	三十四号
	八番一	三十五号から三十九号まで
	八番二	四十号から四十八号まで
	九番八	五十七号から六十一号まで
	九番二四	六十二号及び六十三号
	九番二三	六十四号及び六十五号
	九番二一	六十六号
	九番三三	六十七号から七十号まで
	九番三一	七十一号及び七十二号
	九番四	七十三号から七十六号まで
	一一番一三	七十七号から七十九号まで
	一二番九	八十号から八十二号まで
	一二番二	八十三号及び八十四号
	一二番一〇	八十五号から八十七号まで
字大金砂	四六〇番三	四十九号から五十四号まで
	四六〇番五	五十五号及び五十六号